

「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

自治体名
米子市

令和5年10月1日時点

(注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	市営住宅への入居	②証明書又はカードの写しを提出	住宅政策課 0859-23-5263	届出受理証明書等の写しの提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要です。
2	市営墓地の使用承継	②証明書又はカードの写しを提出	建設企画課 0859-23-5244	
3	住民票の写しの請求	③不要	市民一課 0859-23-5144	住民票同一世帯員であれば申請できます。
4	埋火葬の許可申請	③不要	市民一課 0859-23-5143	
5	国民健康保険制度	③不要	保険年金課 0859-23-5122	
6	後期高齢者医療制度	③不要	保険年金課 0859-23-5122	
7	納税に関する証明の交付申請	③不要	収納推進課 0859-23-5161	住民票同一世帯員であれば申請できます。
8	使用している市営墓地への埋蔵	③不要	建設企画課 0859-23-5244	
9	下水道料金の減免	③不要	下水道営業課 0859-34-1371	
10	水道に係る各種証明書の申請	③不要	水道局営業課 0859-32-9915	原則本人からの申請としていますが、同居人、縁故者からの申請も受け付けています。(委任状が必要な場合があります。)婚姻の有無に係る制限はありません。